



農業経営安定支援事業のご案内

～主食用米等の減収・等級低下・資材費高騰に対し支援します～

妙高市では、今夏の猛暑と渇水による米の減収や等級低下とともに、資材費高騰などによる市内農業者の農業経営への影響緩和を図るため、次のとおり支援を行います。

対象作物	主食用米	大豆、そば、園芸作物
補助金額	1等米 10アールあたり 3,000 円 2等米 10アールあたり 5,000 円 3等米 10アールあたり 9,000 円	10アールあたり 500 円
対象者	市内に住所又は事業所を有する農業者で、以下の条件に該当するもの ・令和5年産として作付した対象作物の出荷又は販売を行っているもの ・令和6年産以降も営農を継続する意思のあるもの	
提出資料	・出荷販売実績が確認できる書類(納品書、領収書、直売所の精算書など) ・【主食用米のみ】農産物検査結果が分かる書類	
その他	・未検査米については、1等米とみなします。 ・種子用については、合格を1等米、不合格を3等米とみなします。	

申請期間

令和6年 **1月9日(火)～2月9日(金)**

申請方法

郵送または市役所2階**農林課窓口**へ申請書を提出してください。

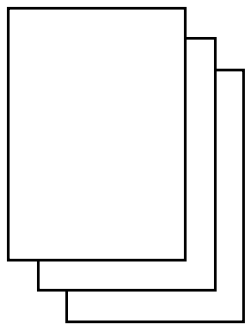
申請書類は農林課窓口および各支所窓口に設置するほか、市のホームページにも掲載します。

【(主食用米を作付しているかた)申請書類一式を郵送します】

申請時の提出書類の詳細、一部書類の免除については裏面をご覧ください

<提出書類の詳細、一部書類の免除について>

◆1 申請には以下の書類が必要です(最大3種類の書類が必要)



①申請書

②出荷販売実績が分かる書類

⇒省略できる場合があります。(◆3へ)

③(主食用米のみ)農産物検査結果が分かる書類※

⇒省略できる場合があります。(◆3へ)

※農産物検査を受検した主食用米すべての検査結果を添付する必要があります。(うるち、もち、種子用など)

◆2 ②出荷販売実績が分かる書類を添付する場合の注意

令和5年産として作付された対象作物が出荷販売されたことが分かる書類を添付して下さい。

例1 納品書・領収書

令和5年11月〇日	
(納品先名)	妙高 太郎
妙高市栄町 5-1	
5年産コシカ	……
そば	……

例2 直売所の精算書

直売所〇〇		
令和5年10月1日～31日分		
妙高 花子様		
コシカ	…	…
サツマイ	…	…

- ・申請者または生計を一にする者が納品・領収したことが分かる書類であること。
- ・書類の日付が令和5年産の対象作物を販売したことが分かる日付であること。(例:主食用米 9月以降など)

- ・精算書の名義が申請者または生計を一にする者であること。
- ・販売期間が令和5年産の対象作物を販売したことが分かる期間であること。

◆3 主食用米で申請するかたで、以下の条件を満たす場合、

②出荷販売実績 又は ③農産物検査結果 の添付を省略できます。

②の添付を省略できるかた

- えちご上越農業協同組合へ出荷
- (有)大黒屋商店へ出荷
- (株)新潟クボタへ出荷
- (株)ゆうきへ出荷

※大豆、そば、園芸は、いずれの場合も添付が必要となります

③の添付を省略できるかた

- 全量をえちご上越農業協同組合で検査
- 全量を(有)大黒屋商店で検査
- 全量を(株)新潟クボタで検査
- 全量を(株)ゆうきで検査
- 全量未検査

※複数の検査機関で検査した場合は、添付が必要となります